

選挙用ポスター掲示場設置等業務委託仕様書

1. 本件業務委託の対象となる選挙

(1) 令和7年度に執行が予定される選挙

- ① 参議院議員通常選挙 執行日未定（任期満了日：令和7年7月28日（月））
- ② 三重県知事選挙 執行日未定（任期満了日：令和7年9月12日（金））

(2) 令和8年度に執行が予定され、令和7年度中にポスター掲示場を設置する選挙

- ③ 名張市長選挙 執行日未定（任期満了日：令和8年4月24日（金））
- ④ 名張市議会議員選挙 執行日未定（任期満了日：令和8年4月16日（木））

2. 1 参議院議員通常選挙用ポスター掲示場の設置等に係る業務の内容

(1) 委託内容

公職選挙法第144条の2第1項の規定により参議院議員通常選挙用ポスター掲示場の設置及び撤去（以下「設置等」という。）を行うものであり、その設置等に係る業務を委託する。

(2) 設置場所

市内190か所（別紙No. 1のとおり）

(3) 看板数

193枚（うち3枚は、破損等の場合における予備用）

(4) 看板の形状・寸法

別紙No. 2のとおり

(5) 設置方法及び看板種別

タイプ	設置方法	設置箇所	看板数
A	既設フェンス等への設置	69	190
B	既設ガードパイプ等への設置	68	
C	自立式により設置	51	
D	A、B又はCのいずれか選択（掲示板の素材等により選択すること。）	2	
予備	破損等による予備		3
計		190	193

(6) 設置工法

別紙No. 3のとおり

※ 全体件数の1割以内に留まる設置場所及び設置工法の変更については、請負金額の増減はしないこととする。

※ 受注者は、看板の設置に際し、既設フェンスの剛性等の状況を確認し、設置工法を変更する場合には、あらかじめ、発注者と協議し、その承諾を受けなければならない。

(7) 設置等に係る工程

- | | | |
|---|---------|----------------------|
| ア | 設置開始日 | 選挙管理委員会の指定する日 |
| イ | 設置完了日 | 参議院議員通常選挙の公示日の6日前まで |
| ウ | 設置写真提出日 | 参議院議員通常選挙の公示日の6日前まで |
| エ | 撤去完了日 | 参議院議員通常選挙の投票日の12日後まで |

(8) 設置資材

- ア 看板 リサイクル型アルミ板又はリサイクル型再生パルプ耐水ボード
- ・リサイクル型アルミ板の場合
アルミ板 厚さ1mm以上、焼付塗装及び裏面については反射防止塗装付
表面ラミネート加工
 - ・リサイクル型再生パルプ耐水ボードの場合
耐水ボードの厚さ3.5mm以上
- イ いずれも、約1か月間屋外使用に耐えられる耐水、耐熱性のあるもの
- ウ 印刷(2色刷り)
- エ 枠、支柱、支柱等は、耐風性が十分確保できる強度のものを使用すること。

2. 2 三重県知事選挙用ポスター掲示場の設置等に係る業務の内容

(1) 委託内容

公職選挙法第144条の2第1項の規定により三重県知事選挙用ポスター掲示場の設置等を行うものであり、当該設置等に係る業務を委託する。

(2) 設置場所

市内190か所(別紙No. 1のとおり)

(3) 看板数

193枚(うち3枚は、破損等の場合における予備用)

(4) 看板の形状・寸法

別紙No. 4のとおり

(5) 設置方法及び看板種別(別紙No. 1参照)

2. 1(5)と同じ。

(6) 設置工法

2. 1(6)と同じ。

(7) 設置等に係る工程

- | | | |
|---|---------|--------------------|
| ア | 設置開始日 | 選挙管理委員会の指定する日 |
| イ | 設置完了日 | 三重県知事選挙の告示日の6日前まで |
| ウ | 設置写真提出日 | 三重県知事選挙の告示日の6日前まで |
| エ | 撤去完了日 | 三重県知事選挙の投票日の12日後まで |

(8) 設置資材

2. 1(8)と同じ。

2. 3 名張市長選挙用ポスター掲示場の設置等に係る業務の内容

(1) 委託内容

公職選挙法第144条の2第8項及び名張市議会議員及び名張市長選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例の規定により名張市長選挙用ポスター掲示場の設置等を行うものであり、当該設置等に係る業務を委託する。

(2) 設置場所

市内190か所（別紙No. 1のとおり）

(3) 看板数

193枚（うち3枚は、破損等の場合における予備用）

(4) 看板の形状・寸法

別紙No. 5のとおり

(5) 設置方法及び看板種別

2. 1（5）と同じ。

(6) 設置工法

2. 1（6）と同じ。

(7) 設置等に係る工程

ア 設置開始日	選挙管理委員会の指定する日
イ 設置完了日	名張市長選挙の告示日の6日前まで
ウ 設置写真提出日	名張市長選挙の告示日の6日前まで
エ 撤去完了日	名張市長選挙の投票日の12日後まで

(8) 設置資材

2. 1（8）と同じ。

2. 4 名張市議会議員選挙用ポスター掲示場の設置等に係る業務の内容

(1) 委託内容

公職選挙法第144条の2第8項及び名張市議会議員及び名張市長選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例の規定により名張市議会議員選挙用ポスター掲示場の設置等を行うものであり、当該設置等に係る業務を委託する。

(2) 設置場所

市内190か所（別紙No. 1のとおり）

(3) 看板数

193枚（うち3枚は、破損等の場合における予備用）

(4) 看板の形状・寸法

別紙No. 6のとおり

(5) 設置方法及び看板種別

2. 1 (5) と同じ。

(6) 設置工法

2. 1 (6) と同じ。

(7) 設置等に係る工程

ア 設置開始日	選挙管理委員会の指定する日
イ 設置完了日	名張市議会議員選挙の告示日の6日前まで
ウ 設置写真提出日	名張市議会議員選挙の告示日の6日前まで
エ 撤去完了日	名張市議会議員選挙の投票日の12日後まで

(8) 設置資材

2. 1 (8) と同じ。

3. 支払方法

本契約による支払は、次の表の左欄に掲げる日までの契約内容の履行確認ができた後に、同表の中欄に掲げる期間における業務の履行完了分として、同表の右欄に定める額（1円未満の端数が生じた場合にあっては、これを切り捨てた額とする。）を、受注者からの請求に基づき支払うことにより、これを行うものとする。

参議院議員通常選挙用ポスター掲示場の撤去を完了した日	参議院議員通常選挙用ポスター掲示場の設置を開始した日から、その撤去を完了した日までの期間における当該掲示場の設置等に係る業務	契約金額に0.18を乗じて得た額
三重県知事選挙用ポスター掲示場の撤去を完了した日	三重県知事選挙用ポスター掲示場の設置を開始した日から、その撤去を完了した日までの期間における当該掲示場の設置等に係る業務	契約金額に0.18を乗じて得た額
名張市長選挙用ポスター掲示場の撤去を完了した日	名張市長選挙用ポスター掲示場の設置を開始した日から、その撤去を完了した日までの期間における当該掲示場の設置等に係る業務	契約金額に0.32を乗じて得た額（ただし、最終の支払となる場合にあっては、契約金額から既支払額を差し引いた額）
名張市議会議員選挙用ポスター掲示場の撤去を完了した日	名張市議会議員選挙用ポスター掲示場の設置を開始した日から、その撤去を完了した日までの期間における当該掲示場の設置等に係る業務	契約金額に0.32を乗じて得た額（ただし、最終の支払となる場合にあっては、契約金額から既支払額を差し引いた額）

4. その他特記事項（全ての選挙における共通事項）

- (1) 枠組及び設置工法図は、標準仕様を示したものであり、これに完全に合致していなくても、これに準じた方法により堅牢に設置できるものであれば、同等のものとして認めるものとする。
- (2) 掲示場が通行人の視界から著しく見えにくくなる場合及び十分な安全性の確保が図れないと認められる場合は、発注者へ連絡し、協議すること。
- (3) 草刈、清掃等を要する箇所は、適宜行い通行人からの視界を確保すること。
- (4) ガードパイプ等の施設には損傷を与えないように、布を当てるなどにより配慮すること。
- (5) 区画線、文字の印刷に当たっては、事前に発注者の承認を受けること。
- (6) 第三者に損害を与えた場合の賠償義務を補填するため、損害賠償保険に加入すること。
保証期間 設置開始日から撤去完了日まで
補償金額 対人1名1億円以上 対物1千万円以上 1事故2億円以上
※ 保険加入後、加入書の写しを発注者に提出すること。
- (7) 設置写真及び撤去写真（黒板に掲示場番号記入、文字入）を提出すること。
選挙種別ごとにp d f データ1式
- (8) 公示日（告示日）の前日に、全設置箇所の点検を行うこと。
- (9) 設置してから投票日までの間に掲示場が破損等するなど、修理又は取替えの必要が生じた場合は、発注者の指示により速やかに修理又は取替えを行うこと。
- (10) 掲示場設置に使用した番線、釘等は安全のため全て回収処分し、清掃等を要する箇所は適宜行うこと。
- (11) 複数の選挙が同時選挙となるなど、同一箇所に複数のポスター掲示場を設置する必要がある場合には、同一箇所に連続して（連続して設置できない箇所にあつては、発注者が指示する箇所に）設置すること。
- (12) 前各号に掲げることは、全て委託業務の範囲内とし請負金額の増減はしない。ただし、大幅な仕様の変更又は事故、天災等により大規模な破損があった場合には、必要に応じ協議するものとする。
- (13) その他、特記なき事項は全て発注者と協議すること。